

## 令和4年第7回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年7月26日（火）午後1時35分から2時45分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員（13人）

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	5番	千光士伊勢男
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	11番	西岡 大作
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員（1人）

6番 野村 勉

5. 出席農地利用最適化推進委員（5人）

安芸	渡辺 禎宏
土居	入交 大輔
井ノ口	小松 昌平
畑山	小松 光正
穴内	長野 榮徳

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について

- 報告第 6 号 農地中間管理事業法第 18 条第 7 項の農用地  
利用配分計画について
- 議案第 7 号 道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振  
興施策との調整について
- その他

#### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久  
事務局次長兼振興係長 北村 博昭  
事務局農地係長 弘井 恭介

#### 9. 会議の概要

- 議 長 これより、本日の会議を開きます。  
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。
- 事務局長 本日の出欠状況を報告します。  
定数 14 人、欠席 1 人、出席数 13 人であります。  
欠席委員は 6 番野村委員。所用のため、欠席の届出があつて  
おります。  
次に事務の概要報告をいたします。  
7 月 19 日に農業委員会業務研修会が開催され、弘井係長がリ  
モートで参加しました。  
7 月 20 日に高知県農業公社事業説明会が土佐市で開催され、  
弘井係長が出席しました。  
7 月 25 日に安芸市担い手支援協議会が開催され、北村次長が  
出席しました。  
以上で、事務の概要報告を終わります。
- 議 長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思ひ  
ますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声あり)  
異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1  
日と決定いたします。  
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に  
山内芳幸委員及び栗山浩和委員を指名いたします。  
それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出につ  
いて」事務局が説明をいたします。
- 事務局 (北村) 議案書 1 ページをお開きください。  
「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」です。今回  
は 2 件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口の5筆で、面積は全部で1,867㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北の4筆で、面積は全部で273.22㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

議案書は2ページです。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の1筆で、登記地目は畑で、面積は36㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズ等の作付をしております。

所在地につきましては、3ページに地図がございます。

畑山の公民館の上段にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地は、申請者の樹園地の隣接地で、ユズ等を作付けされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間310日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が4,524㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズ等が栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり畑山の4筆で、登記地目は畑で、面積は506㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付をしております。

所在地につきましては、3ページに地図がございます。

申請番号1番と同様、畑山の公民館の上段にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズが作付けされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユ

ズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間200日が1名、150日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が5,080㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズが栽培されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、1番と2番の現地確認につきましては、7月8日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、登記地目は畑で、面積は313㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しております。

所在地につきましては、4ページに地図がございます。

J Aの育苗施設の隣接地にハギノ建設の資材置き場がありまして、その南側水路に沿った細長い形の農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズ、水稻を栽培しています。今回の申請地は、ユズを作付けする予定がされております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユ

ズ、水稻を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間200日が2名、150日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が18,673㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズを栽培する予定がされており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、7月13日に大久保暢夫委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を小松豊喜委員と大久保暢夫委員、  
お願いします。

14番小松豊喜委員 1番と2番です。7月8日に現地確認してきました。報告  
のとおりです。

3番大久保委員 3番です。13日に現地確認してきました。先ほどの説明の  
とおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決をいたします。  
「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原  
案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願  
いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請につい  
て」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「報告第3号、農地法第18条第6項解約  
通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたし  
ます。

事務局(北村) 「報告第3号、農地法第18条第6項解約通知報告について」

説明いたします。

議案書は5ページです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野の2筆です。地目は田で、面積は1,702㎡となっております。

当初は令和3年9月1日から5年間の賃借権が設定されていましたが、三者の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第3号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は6ページからになります。

先ほど正誤表を配布させていただきましたが、申請番号7番、賃貸料は「10アール当たり7俵代」という表記をしておりましたが、正しくは「全体で7俵代」ですので、訂正ということでよろしくお願いいたします。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,044㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

春日橋の南東にある農地で、同じ一画地内にあるハウス2棟のうち1棟を賃貸借するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どお

り川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,000㎡です。

ナスを作付する予定をしており、貸借期間は15年間で、賃借料は無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、10ページに地図がございます。

川北小学校の北東側にある農地で、一画地内の1,000㎡を貸借するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は991㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり米4俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

川北・江川公民館の北西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地3筆で、登記地目は畑で、面積は1,467㎡です。

ユズを栽培しており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり1万円の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、11ページに地図がございます。

沢ノ平橋の東側から500mほど登ったところにある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,089㎡です。

ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は4万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページに地図がございます。

市役所建設地の西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目は田で、面積は1,537㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は5年間で、賃借料は、無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、12ページに地図がございました。

申請番号5番と同じく、市役所建設地の西側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は1,295㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は5年間で、賃借料は、全体で米7俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございました。

レストラン矢流の北東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地2筆で、地目は田で、面積は1,814㎡です。

ナスを栽培する予定で、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

この後、現地の写真を確認いただきますが、2筆の内1,607㎡の1筆ではナスを栽培していますが、もう1筆は遊休農地の状態となっています。

現地確認前に、そのことを確認しましたので、借受人に借りるのであれば農地として耕作する必要があることを伝え、一週間後に再度確認したところ、耕作に向けて取り組む旨の回答がありました。

今後、耕作に向けての進捗状況を利用状況調査の際など適宜確認することが必要と考えます。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、13ページに地図がございます。

赤野西岡集落の北東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番から3番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に、申請番号4番は、大久保暢夫委員、小松昌平委員に、申請番号5番と6番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に、申請番号7番と8番は、栗山浩和委員、長野榮徳委員に、確認していただいております。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番から3番は、西岡秀輝委員、申請番号4番は、小松昌平委員、申請番号5番と6番は、入交大輔委員、申請番号7番と8番は、長野榮徳委員、お願いします。

8番西岡秀輝委員 申請番号1番から3番です。現地を確認してきました。先ほどの説明どおりです。

小松昌平推進委員 申請番号4番です。現地確認してきました。先ほどの説明どおりです。

入交推進委員 申請番号5番、6番です。7月11日に現地確認してきました。報告のとおりです。

長野推進委員 申請番号7番、8番です。現地確認してきました。先ほどの説明どおりです。

議長

それでは審議をお願いします。

小松昌平推進委員 ちょっと教えてくれる。

申請番号5番と6番。親子ということは、住所と名前で分かると思うけど。経営面積が一緒だがどっちかが経営主で、息子は別にやる可能性があるけど、それぞれ区別せんと。今後事業をやっていくとき、農地を購入するときにかっちりしてないと引っかかってこんな思うけど。

事務局（北村）

農家台帳上は、構成員二人はかたまりの中にいるので、経営上の実態としては一つです。それがどう違っているかになると、その農地の利用権を誰が持っているかで、農家台帳の中で所有者はこの人で、利用権を持っている人はこの人ということで。農家台帳としては一体で、その中に息子と父親の利用権のものがある。

土地の利用権の設定上は、そういうことになるので、書類の受付をしています。

小松昌平推進委員 言っていることは分かるが、農地を購入するときには、そこをはっきりさせてないと困る場合があると思うので。そこは注意をしておいて。

事務局（北村） 受付の際に、気を付けるようにしたいと思います。  
議 長 他にないようですので、採決いたします。

「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 全員賛成です。

よって、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村） 「議案5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」説明いたします。

議案書は14ページになります。

農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は1,400㎡です。

作物は転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は10年間で、賃借料は10アール当たり71,340円の条件で新規設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

川北のJA東支所の南東側にある農地で、一画地内の1,400㎡を貸借するものです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただいております。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の農地1筆で、地目は田で、面積は1,186㎡です。

作物は転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、貸借期間は3年間で、賃借料は10アール当たり72,000円の条件で再設定する計画です。

なお、転借人予定者につきましては、調査書に記載のとおりです。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。

大元橋から約80m下流にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、栗山浩和委員、長野榮徳委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、長野榮徳委員、お願いします。

8番西岡秀輝委員 申請番号1番です。現地を確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

長野推進委員 申請番号2番です。現地を確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別にないようですので、採決いたします。

「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について」は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(北村) 「報告第6号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について」説明いたします。

議案書は、16ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は4,222㎡です。施設野菜を作付しており、貸借期間は約15年間で、賃借料は10アール当たり7万円の条件で新規設定する計画です。

この件につきましては、4月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることを審議いただき、承認いただきました。このたび、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が6月9日に届きましたので、報告するものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第6号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第7号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」を議題とし、事務局が説明いたします。

(委員に案文を配布)

(高知県土佐国道事務所担当者が傍聴席に着席)

事務局(北村) 「議案第7号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」ご説明いたします。

議案書は、17ページになります。

この議案は、一般国道55号奈半利安芸道路、安田町から安芸市伊尾木の間の実業化手続きを進めるにあたり、農業上の土地利用との調和、土地改良事業等の農業振興施策の円滑な推進等に関して、高知県農業振興部長から安芸市農業委員会の意見を求められましたので審議を行うものです。

現時点での実業化の区間のルート案については、6月28日の定例会後と7月12日の2回にわたり、国土交通省土佐国道事務所の担当者の方から説明いただいておりますので、本日あらためての説明は行いません。

資料として、高知県から意見照会の際に送付された図面を議案とともに送付いたしましたが、この図面は現時点の計画であり、かつ今後の調査や協議で変更がありうるもので、取り扱いに注意を要するものであります。本日の議案審議終了後に事務局に返却いただくようお願いいたします。

本日の審議ですが、事務局で作成したものを、先ほど案とし

て、会長と職務代理者に確認いただいた案をお示しして、意見を出していただいております。

説明会で出た意見も参考に作っています。

それでは、案文を読み上げます。

「今回提示された位置図において、農用地区域を横断する地域にあたっては、農地や農業用施設（水路・農道等）の機能が廃止・低減されるため、当該地域の農業者や農業団体はもとより、地域住民に対して適宜情報を提供し協議を行い、理解と協力が得られるよう道路建設事業を進めていただきたい。

また、当該区間は山間部での工事箇所が多く占めており、切土と盛り土で多くの土砂を取り扱うこととなります。直接農地に接していなくとも、その処理を進める際に農業用水などに影響が出ることも懸念されます。計画や工事実施にあたり、それらに対しても十分ご配慮いただきたい」

以上、案文となります。

議長

それでは審議をお願いします。

（「これでようない」と呼ぶ者あり）

2番 野町委員

これに加えて、ほとんどのルートが山間部を通ることを説明いただいたが、その中でも農地がありますので、農地を失った場合、軽微な圃場整備なども考えていただけたらと思います。

事務局長

農林課の方として、赤野・穴内で高速道路対応でやったような方向かなと思います。道路がつく代替えということじゃなくて、市と県と、農業部門でそういった施策を進めていくと言えかなと。

道路構造物が決まってくると、そういった影響が分かってくると思いますので。その段階で近隣の方にどういったご要望があるかということをお聞きしながら進めていきたいと思っています。道路を整備する際には、地域ごとに協議会を作っていくと思います。その中には、農業者の方も入ってきますので、農地に関する、軽微な圃場整備とかについては市で対応していきたいと考えています。

2番 野町委員

赤野、穴内の例を見て、考えられることが出てくるとと思いますので。

事務局長

今回の原案の中に、圃場整備とかを入れるのではなく、市が対応するでよろしいですか

2番 野町委員

はい。農業振興の中に盛り込んでほしいと思っただけです。

議長

他になければ、採決いたします。

「議案第7号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振

興施策との調整について」は、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

全員賛成です。

よって、「議案第7号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」は、原案どおり決定いたしました。

事務局（北村）  
事務局長

確認です。先ほどの圃場整備の意見は、どう整理を。

回答は、この原案どおりで。

圃場整備などは、地元の要望で拾っていきたいという整理で。

事務局（北村）

回答は原案どおりで。圃場整備は市への要望としてでよろしいですか。

2番 野町委員

農業委員会が意見を出しておいた方が後々よいと思ったので、要望しました。

事務局（北村）

分かりました。市への要望ということで整理します。

議長

「議案第7号、道路建設事業と農業上の土地利用及び農業振興施策との調整について」は、原案どおり決定いたしました。

なお、この文章について、文言の調整等が生じた場合は、その修正は会長に一任いただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局から説明いたします。

事務局（弘井）

本日、イスのところに置かせていただいでいたしましたが、農地利用状況調査、農地パトロールの時期がやってきました。よろしくをお願いします。

ほとんどやっただくことは変わりませんが、袋の中にバインダーに綴じた資料がありますが、見ていただけますか。

調査方法は変わっていませんが、調査表の記入の仕方がちょっと変わってます。

調査結果の記入方法の中で、今まで「A」、「1」と「2」と書いてました。

「A」は遊休農地やったけど、今は作っている。加えて、保全している農地も「A」になります。

草刈りをしたら作れる。1年とかぐらい放置している農地は「1」と。

「2」は耕作放棄していて、基盤整備等が必要。農地の形が

不整形やったり、条件不利なところは「2」と書いてください。

「3」は新しくできて、農地利用の程度が周辺農地より劣っている場合とかになります。「3」はなかなか出てこないのではないかと思います。

今までどおり、「A」、「1」と「2」を記入いただくようになると思います。

8月、9月にかけてやっていただき、10月の初めに提出いただくようお願いします。

あと記録簿ですが、本日配布した分、農地パトロールが主になると思いますので、地区・時間等を入れていただくよう様式を作りましたので活用ください。

事務局（北村） 私の方からは二点。

8月の定例会は、8月25日木曜日の予定です。

次に、お手元に配布させていただいた農業者年金加入推進特別研修会が8月9日、高知市の会場とオンライン、安芸市の市役所でも受講できる形で行われます。出席できる方は、事務局まで木曜日までにご連絡ください。

議 長

以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年8月25日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員